

消防活動用空地等の設置指導基準

1 趣旨

この基準は、春日井市開発行為等に関する指導要綱第 22 条第 2 項に定める建築物及び国、普通地方公共団体並びにその他の公共団体が建設する高さが 10m を超える建築物に対するはしご車、屈折はしご車（以下「はしご車等」という。）の進入路及び消防活動に必要な空地等の設置指導に関して必要な事項を定めるものとする。

2 用語

- (1) 消防活動用空地とは、災害発生時にはしご車等が建築物に接近し、活動するとき、はしご車等の性能を十分に発揮するために、専用に設けた空地をいう。
- (2) 取付道路とは、はしご車等進入路、消防活動用空地及び乗入れ施設に接した車道をいう。
- (3) はしご車等進入路とは、取付道路から消防活動用空地まではしご車等が進入できる通路をいう。
- (4) 消防隊進入口とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 126 条の 6 に規定する非常用の進入口及び同条第 2 号に規定する非常用の進入口に代わる開口部並びに消防活動上有効な開口部（春日井市消防同意等審査基準 第 4 無窓階の取扱い 2 (3) に定める「大型開口部」をいう。）をいう。
- (5) 高さが 10m を超える建築物とは、地盤面から軒高までの高さが 10m を超えるもの（平屋建てを除く。）をいう。なお、傾斜地の場合においては、一番低い地盤面からが 10m を超える建築物をいう。

3 消防活動用空地等

消防活動用空地等については、次に適合するものとする。

(1) はしご車等進入路

ア はしご車等進入路の有効幅員は、取付道路とはしご車等進入路の幅員に応じ、別表 1 に掲げる幅員を確保すること。ただし、別図 1 に基づき

隅切の切り取り線と取付道路のなす角度及び切り取り線とはしご車等進入路のなす角度が等しく、かつ、切り取り線の長さを2 m以上設けた場合は、別表1に示すはしご車等進入路の幅員の数値から1 mを減じた数値とすることができる。

イ 進入路が前アの幅員を確保できない場合は、別表2に掲げるはしご自動車の諸元により、進入に必要な幅員を算定し、当該幅員を確保すること。なお、この場合、軌跡図等を消防本部に提出し、はしご自動車等の進入できる幅員が確保されていることを確認できるようにすること。

ウ はしご車等進入路の縦断勾配は、12%以下とすること。

エ はしご車等進入路の構造は、総重量22 tのはしご車等が走行するに十分な強度を有すること。

オ はしご車等進入路の最小幅員は、3.5m以上とすること。

カ はしご車等進入路には、くぐり等を設けないこと。やむを得ずくぐり等を設ける場合はその直下の地盤面から4 m以上の高さを確保すること。

(2) 消防活動用空地

ア 消防活動用空地の形状は、原則として幅6 m以上、長さ12m以上とし、建物との間隔は別図2に基づき設置すること。また、消防本部が保有するはしご車等の作業範囲を考慮し、消防本部と協議の上、設置位置を決定すること。

イ 消防活動用空地を取付道路に接して設置する場合は、別図3に示すようにはしご車等が進入可能な隅切りを設けること。

ウ 消防活動用空地の設置間隔は、原則として40m以下で、かつ、消防隊進入口の設置位置を考慮し、消防活動が有効に活動できる位置とすること。

エ 消防活動用空地の縦・横断勾配は、8%以下とすること。

オ 消防活動用空地の構造は、原則としてはしご車等進入路の構造に準じ、かつ、はしご車等活動時のジャッキ荷重(1.005N/mm²)に耐える構造とすること。ただし、アスファルトコンクリート又はセメントコンクリート以外のもので施工しようとするときは、これらと同等以上の強度を確認することができる設計計算書及び構造等により協議し設置するこ

と。

カ 消防活動用空地の地下には、ガス管、水道管等の工作物を埋設しないこと。また、消防活動用空地内にマンホール等設けないこと。

キ 消防活動用空地と建築物の間及びその周辺の上空には、はしご車等の活動の支障となる工作物等を設置しないこと。

(3) 規制標識

消防活動用空地には、当該防火対象物の住民等に災害時のはしご車等の活動する場所を認識させるため、別図4に示す規制標識を設置すること。

(4) 規制標示

消防活動用空地には、前(3)の他に別図5-1から別図5-3に示す規制標示を設置すること。ただし、消防活動用空地が他の用途と区別できる場合はこの限りではない。

4 消防活動空地等の実施確認等

消防本部は施工者等と調整後、消防署とともに、はしご車等進入路及び消防活動用空地にはしご車等を乗り入れ、着てい等の実地確認を実施する。この場合、消防活動用空地の規制標識及び表示の設置について合わせて検査するものとする。

5 消防活動用空地等の維持管理

建築物の所有者は、消防活動用空地等を常時使用できる状態に維持・管理すること。

6 消防活動用空地の設置緩和等

(1) 高さ10mを超える建築物において、最上階で別図6により三連はしごが消防隊進入口の下端に届く範囲においては、消防活動用空地を設置しないことができる。

(2) 敷地や道路状況により、はしご車等の進入路及び消防活動用空地の形状が基準どおり設置できない場合は、はしご車等の進入及び接梯に支障のない程度まで減ずることができる。

(3) 敷地や道路状況により、消防活動用空地が設置できない場合等で、次のいずれかの代替措置を講じた場合は、消防活動用空地を設けないことができる。なお、代替措置の優先順位はアからエとおりとする。

ア 5階建て以下の建築物で屈折はしご車が活動できる空地（幅 4.00m 長さ 10.00m）を設置する。なお、この場合、3(3)に規定する規制標識を設置すること。

イ 上下操作式の避難器具を設置する。この場合、ハッチの開口部の大きさは700mm角以上とすること。

ウ 自動火災報知設備を設置して早期避難させる。この場合、原則設置する感知器は煙式とすること。

エ 建築基準法で必要な直通階段以外に屋外階段を設置する。

(4) 前(3)に基づき消防活動用空地を設置しない場合は、別紙「消防活動用空地未設置理由書」を提出すること。

7 その他

(1) 既存の活動用空地については、従前の基準のおりとする。なお、改修等によるときは、本基準により指導するものとする。

(2) この指導基準は、令和8年3月1日から運用する。

経 過

平成9年1月1日施行

平成14年10月1日一部改正

平成24年9月1日一部改正

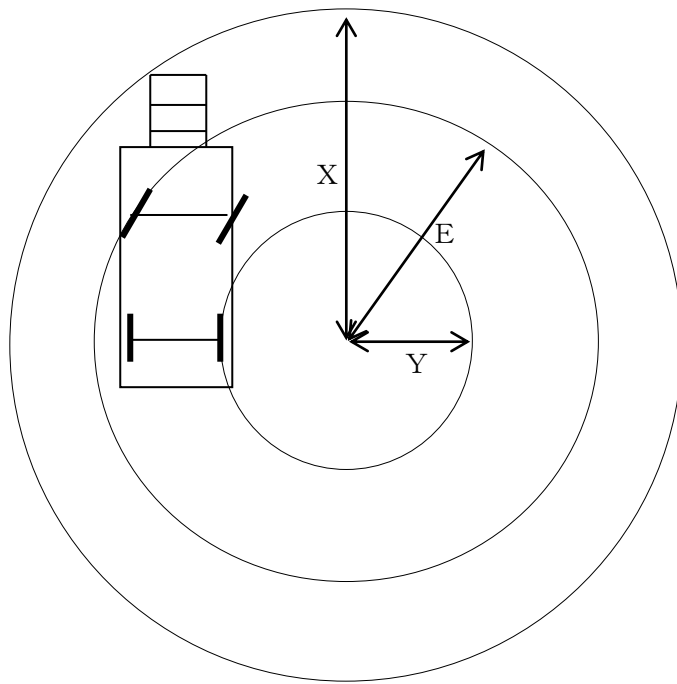
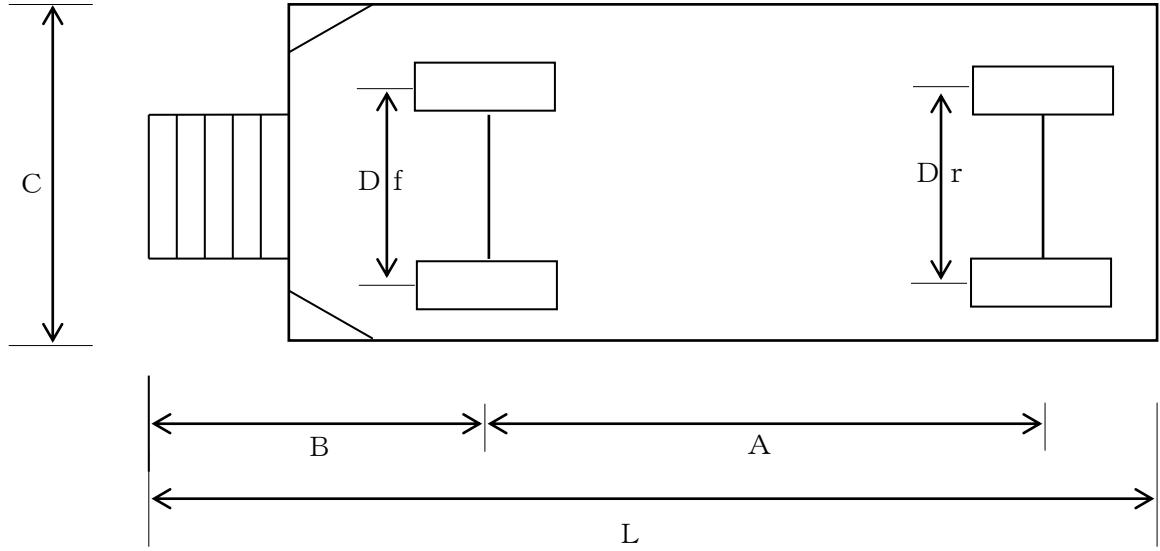
令和8年3月1日一部改正

別表 1 取付道路の幅員とはしご車等進入路の幅員との関係

取付道路の幅員 (m)	はしご車等進入路の幅員 (m)
4.0 以上 4.5 未満	13.0 以上
4.5 以上 5.0 未満	12.0 以上
5.0 以上 5.5 未満	11.0 以上
5.5 以上 6.0 未満	10.0 以上
6.0 以上 6.5 未満	9.0 以上
6.5 以上 7.0 未満	8.0 以上
7.0 以上 8.0 未満	7.0 以上
8.0 以上 9.0 未満	6.5 以上
9.0 以上	6.0 以上

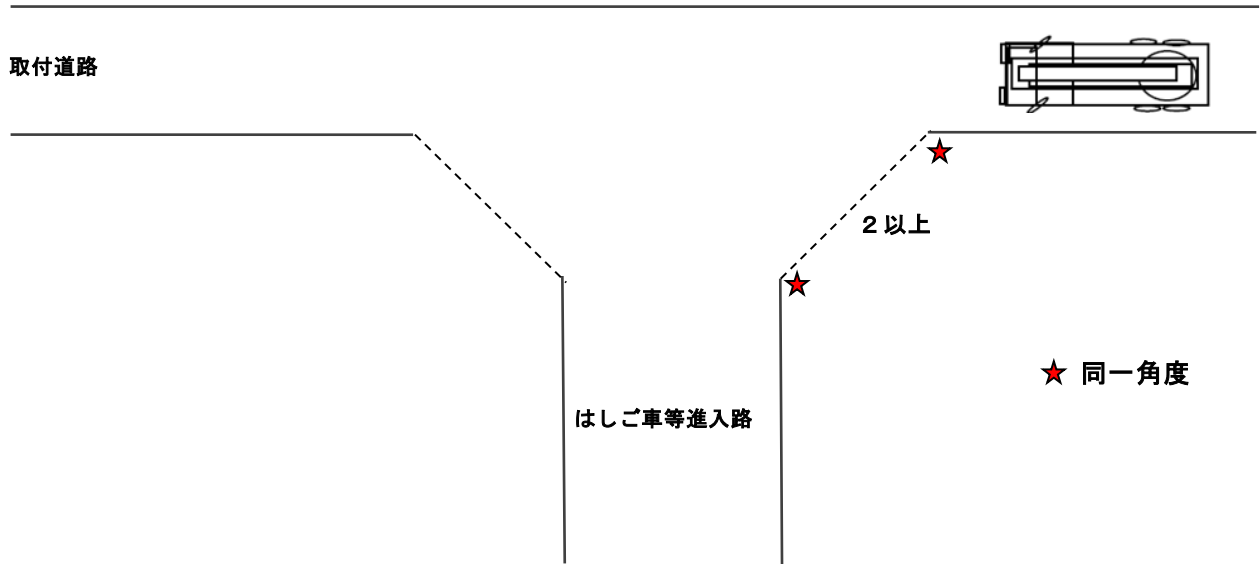
別表 2 はしご車の諸元

区 分		45m級	
A	ホイールベース	6.35m	
B	フロントオーバーハング	2.09m	
C	車 幅	2.50m	
D	f	フロントトレッド	2.06m
	r	リヤートレッド	1.86m
E	最小回転半径	8.40m	
L	全 長	10.91m	
X	外周の半径	10.20m	
Y	内周の半径	3.32m	
H	車 高	3.6m	
W	車両総重量	21,840 kg	



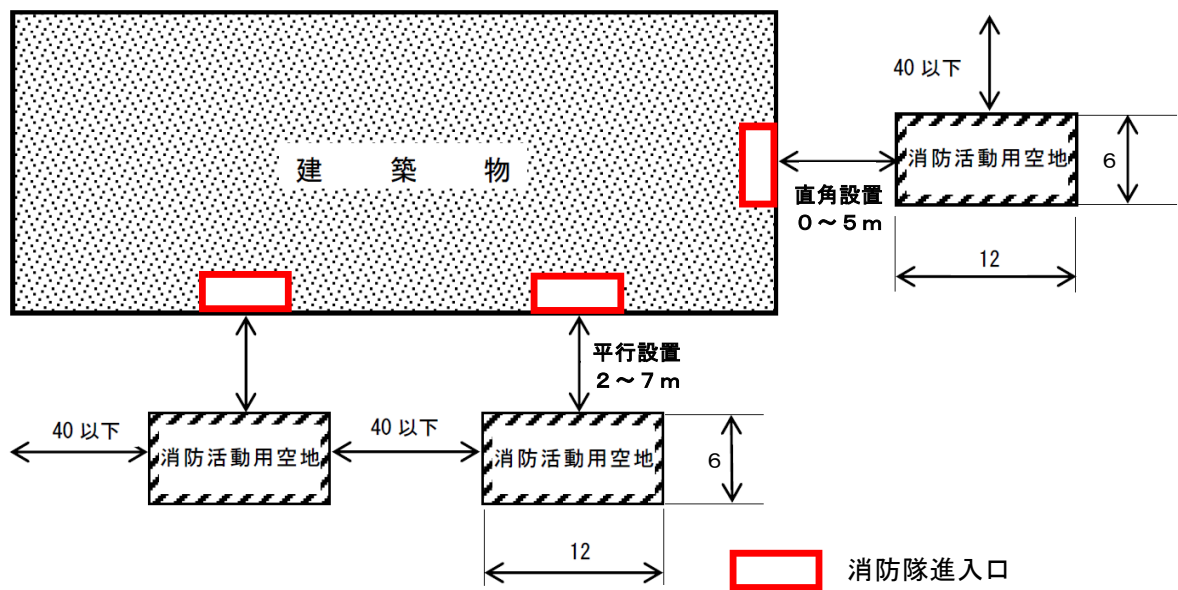
別図1 隅切配置図

単位 (m)



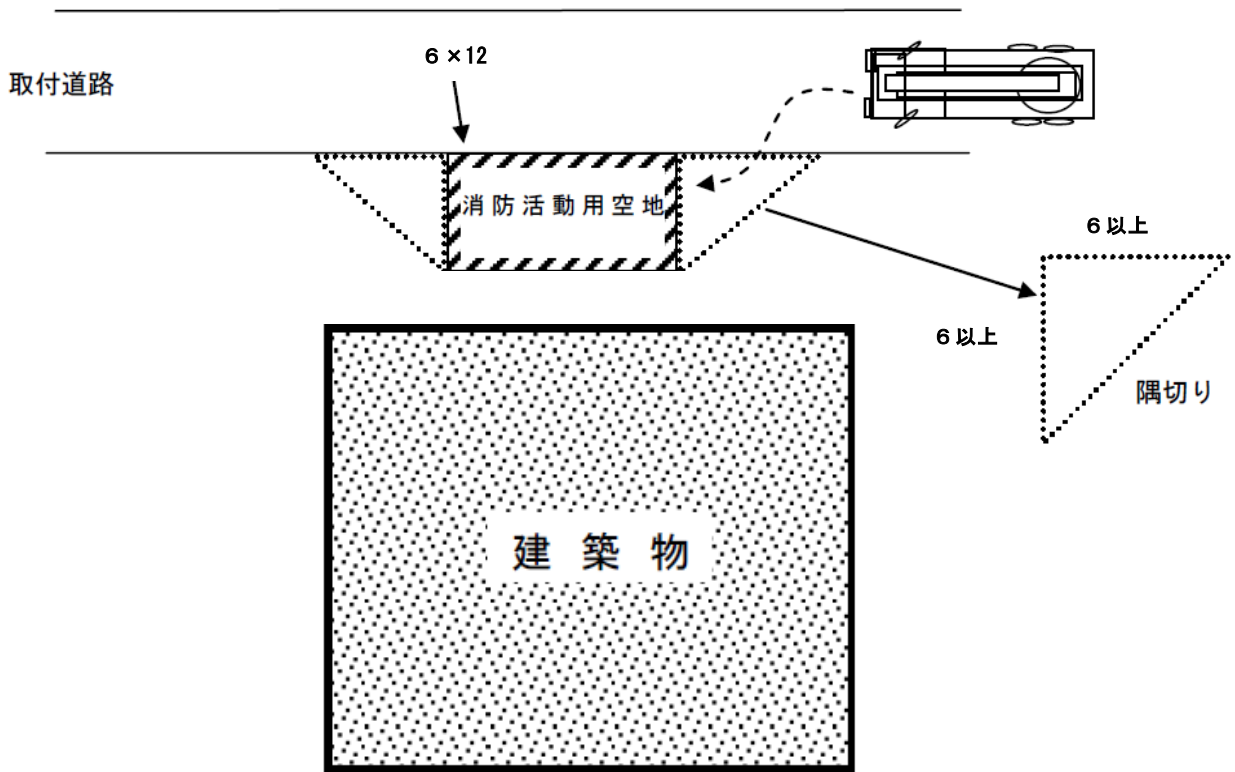
別図2 消防活動用空地の設置基本図

単位 (m)



別図3 取付道路に接する場合の隅切配置図

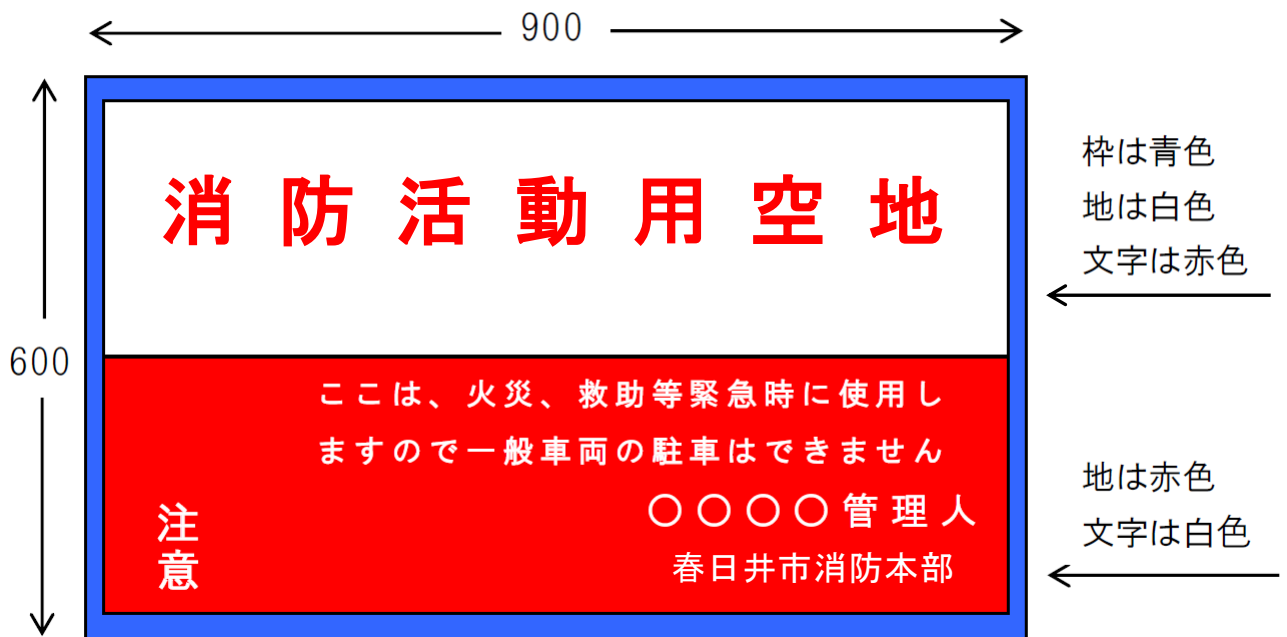
単位 (m)



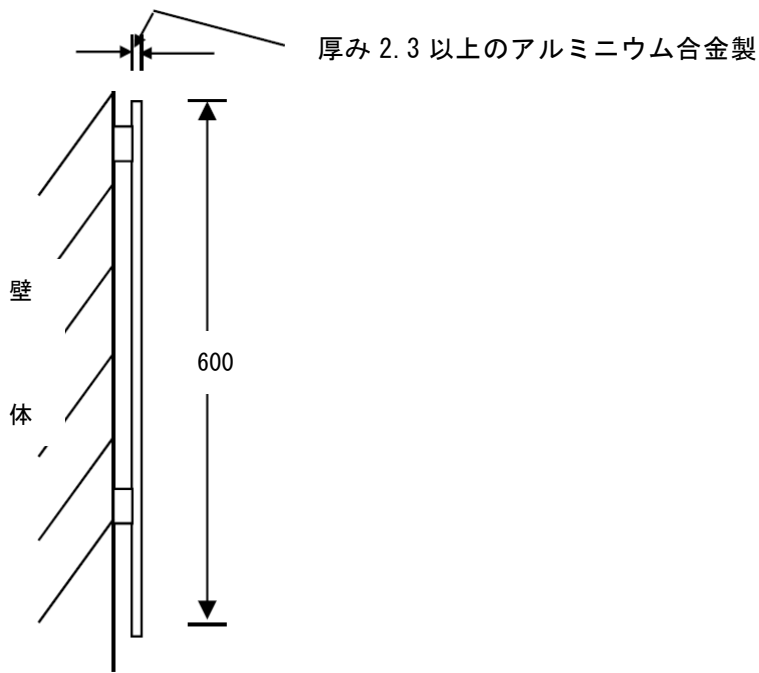
別図4 消防活動用空地の規制標識詳細図

1 標識版

単位 (mm)



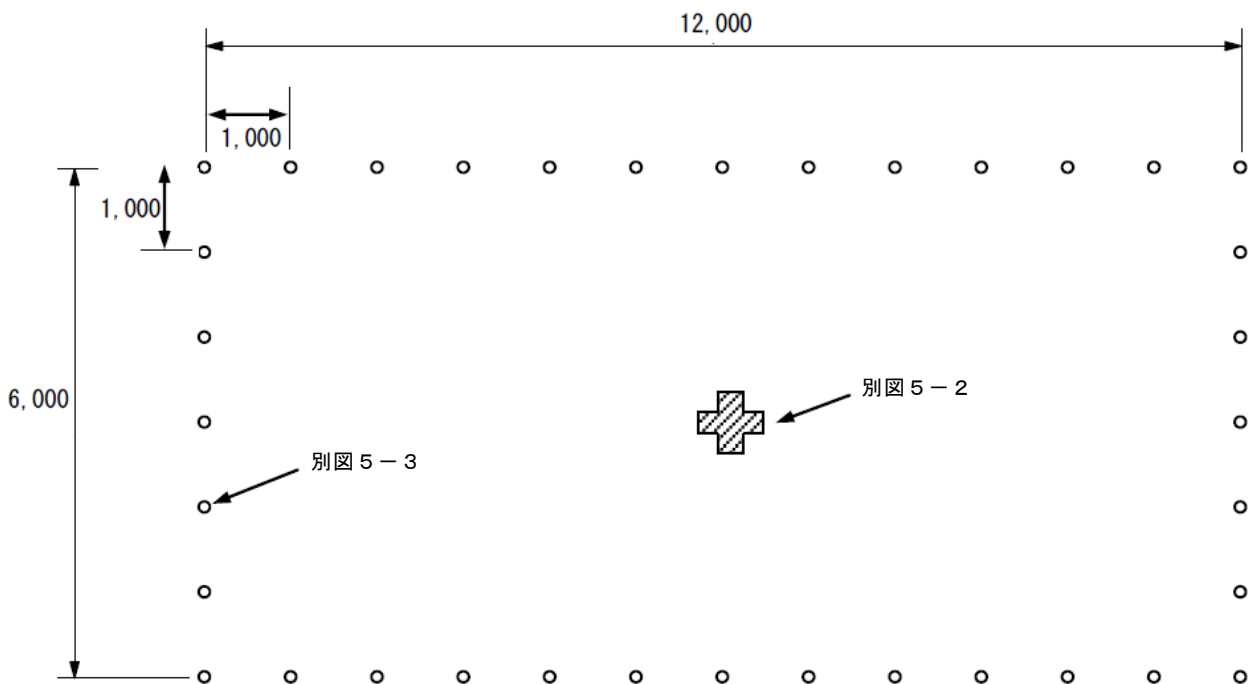
2 壁体取付型



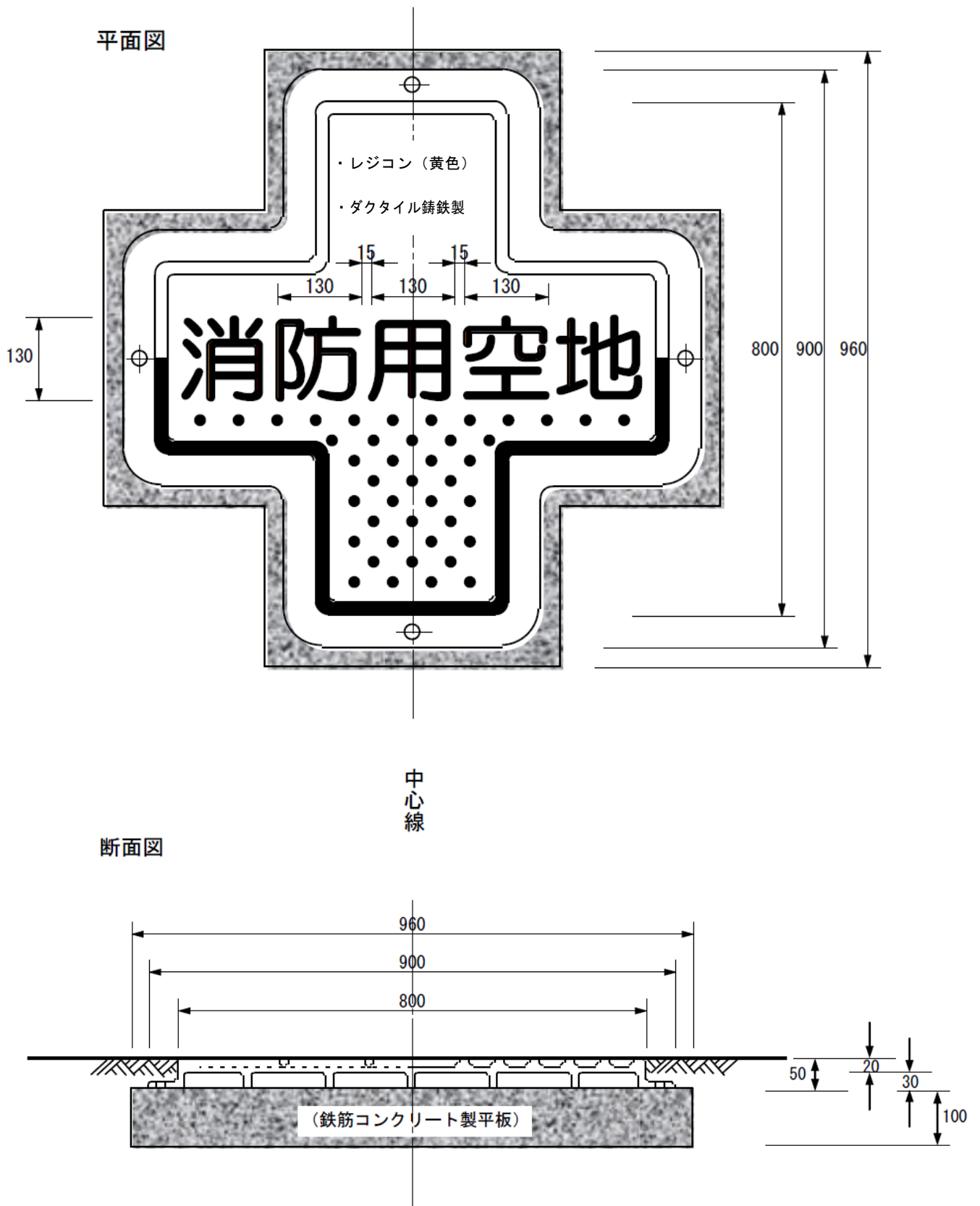
3 支柱取付型（支柱 2 本による取付、詳細図省略）

別図 5 - 1 消防活動用空地の規制標示配置図

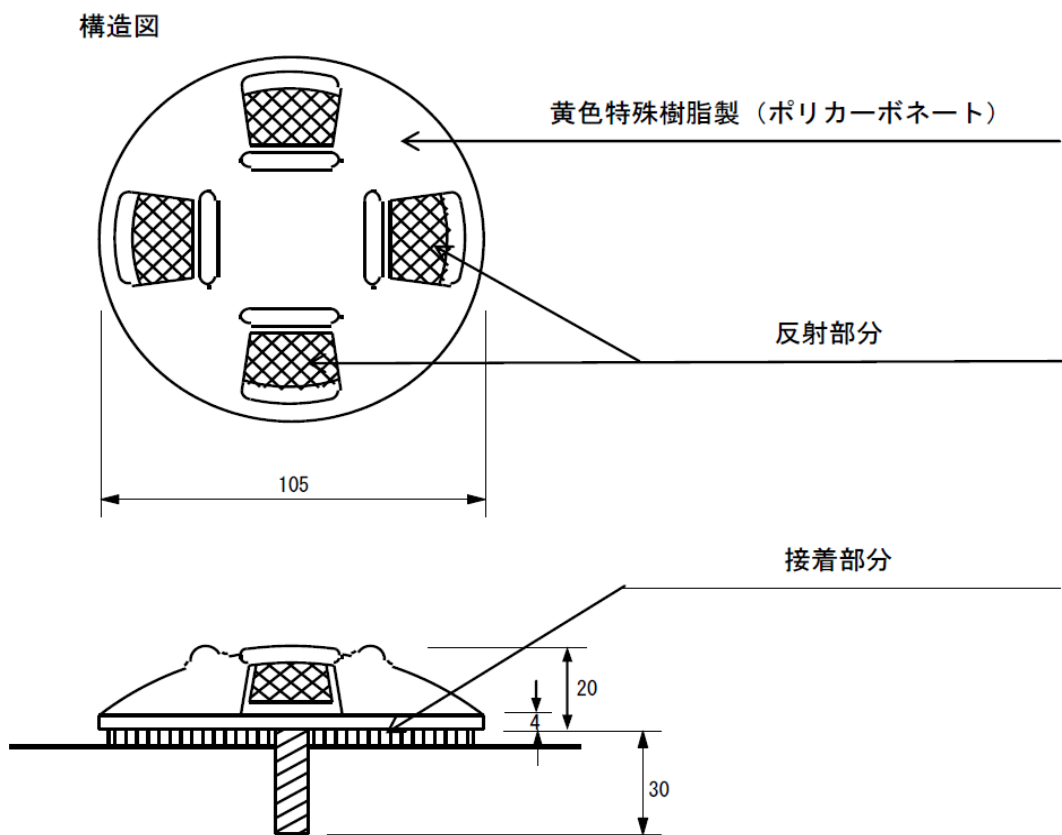
単位 (mm)



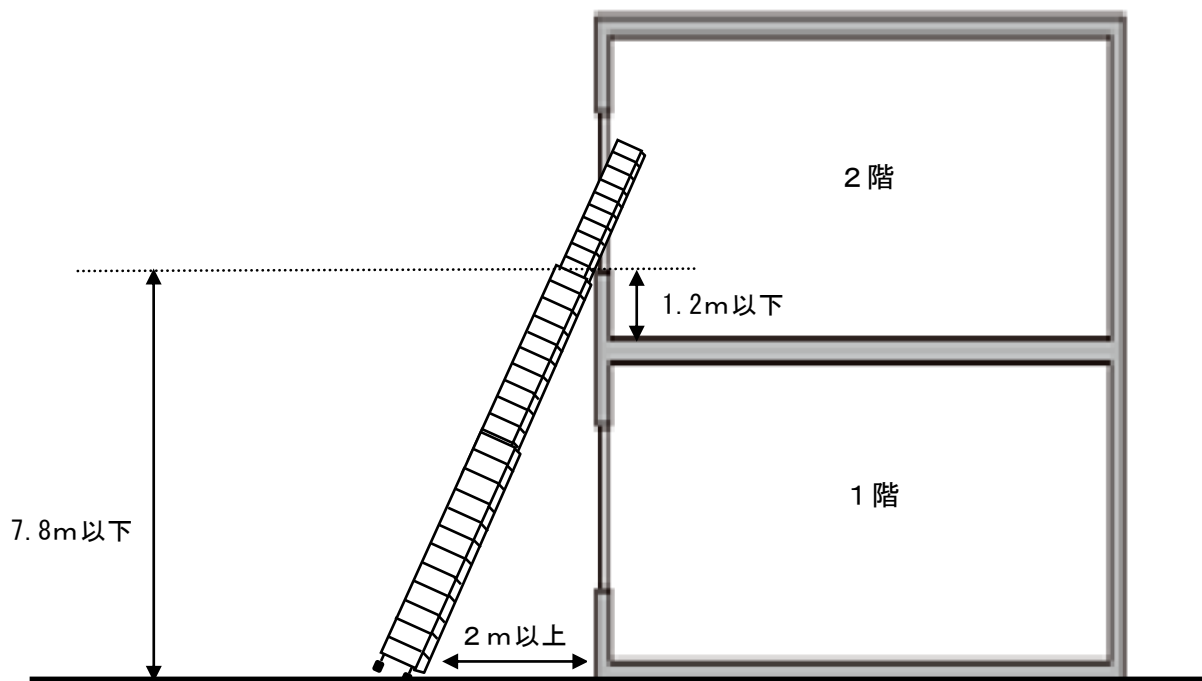
別図 5—2 消防活動用空地の規制標示詳細図



別図 5—3 消防活動用空地の規制標示詳細図



別図 6 三連はしごの有効範囲



消防活動用空地未設置理由書

令和 年 月 日

(あて先) 春日井市消防長

建築主

住 所

氏 名

印

春日井市開発行為等に関する指導要綱第 22 条に定める消防活動用空地の設置が困難であります。よって、次のとおり代替措置を講じますので、消防活動用空地の免除をお願いいたします。

- 1 防火対象物所在地
- 2 防火対象物名称
- 3 未設置理由
- 4 代替処置